

物品の売買について地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

| 品 名    | 種類、形状、規格等 | 数 量 |
|--------|-----------|-----|
| 結石破砕装置 | 別紙仕様書のとおり | 1 式 |

(5) 契約保証金 免除

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

第6条 乙は、納入物品の引渡し後平成28年3月31日までの間、甲の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れたかしについて、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。

#### (代金の支払時期)

第7条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

#### (納入遅延に対する違約金)

第8条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

- 2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

- 3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

#### (解 除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

- (2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

- (3) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ静岡県立総合病院長の承認を受けた場合は、この限りでない。

#### (費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

#### (協 議)

第12条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 26 年 月 日

甲 静岡市葵区北安東 4 丁目 2 7 番 1 号  
地方独立行政法人静岡県立病院機構  
静岡県立総合病院  
院 長 田 中 一 成

乙

